

広島県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(定義)<br/>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 教育次長、部長、課長、センター長、審理監、人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、経営企画監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹、主査、係長 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号。以下「職の設置規則」という。）別表第一号の表職名の欄にそれぞれ掲げる教育次長、部長、課長、センター長、審理監、人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、経営企画監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹、主査及び係長をいう。</p> <p>五―八 (略)</p> <p>(教育次長の専決事項)<br/>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条第二項の規定による命令</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(部長、課長等の専決事項)<br/>第六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審理監及び経営企画監は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長及びセンター長の専決事項について専決することができる。</p> | <p>(定義)<br/>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 教育次長、部長、課長、センター長、人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、経営企画監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹、主査、係長 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号。以下「職の設置規則」という。）別表第一号の表職名の欄にそれぞれ掲げる教育次長、部長、課長、センター長、人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、経営企画監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹、主査及び係長をいう。</p> <p>五―八 (略)</p> <p>(教育次長の専決事項)<br/>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(部長、課長等の専決事項)<br/>第六条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 経営企画監は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長及びセンター長の専決事項について専決することができる。</p> |

附則

- 2 1 (略)
- 2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる乳幼児教育・生涯学習担当部長の職にある者(以下「乳幼児教育・生涯学習担当部長」という。)は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。
- 3 1 (略)
- 3 6 (略)
- 7 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる職にある者(秘書広報室長、職員給与室長及び全国高等学校総合体育大会推進室長に限る。)は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項(同欄中第四号、第十一号から第十九号まで、第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事項を除く。)について専決することができる。
- 8 当分の間、乳幼児教育・生涯学習担当部長は、別表第二学びの変革推進部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。
- 9 13 (略)
- 14 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における乳幼児教育・生涯学習担当部長、広島県立教育センター所長及び参与の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。
- 15・16 (略)

別表第一(第六条の二関係)

|                   |   |                   |
|-------------------|---|-------------------|
| 部長専決事項<br>一一一九(略) | 課長及びセンター長専決事項<br>項<br>一一三五(略)<br>三六 個人情報<br>報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)<br>第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報<br>報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第百一 | 係長専決事項<br>一一一四(略) |
|-------------------|---|-------------------|

附則

- 2 1 (略)
- 2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる総括官の職にある者(以下「総括官」という。)は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。
- 3 1 (略)
- 3 6 (略)
- 7 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる職にある者(秘書広報室長及び職員給与室長に限る。)は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項(同欄中第四号、第十一号から第十八号まで、第二十一号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事項を除く。)について専決することができる。
- 8 当分の間、総括官は、別表第二学びの変革推進部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。
- 9 13 (略)
- 14 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における総括官、広島県立教育センター所長及び参与の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。
- 15・16 (略)

別表第一(第六条の二関係)

|                   |  |                   |
|-------------------|--|-------------------|
| 部長専決事項<br>一一一九(略) | 課長及びセンター長専決事項<br>項<br>一一三五(略)<br>三六 広島県<br>個人情報保護<br>条例(平成十六年広島県条例第五十三号)<br>第十一條第一項又は第三項の規定による保有個人情報<br>報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等<br>及び同条例第 | 係長専決事項<br>一一一四(略) |
|-------------------|--|-------------------|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三十七 (略)</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三十七 (略)</p> |
|--|--|

別表第二(第六条の二関係)

|                  |     |                |  |
|------------------|-----|----------------|--|
| 部課の区分            | (略) | (略)            | 課長専決事項   |
|                  | (略) |                |  |
| 学びの<br>変革推<br>進部 | (略) | 一 (略)<br>二 (略) | 一 (略) 第十五条の規定による変更届の受理及び変更登録<br>二 (略) 第十八条第一項の規定による勧告<br>三 (略) 第二十条の規定による廃止届の受理及び登録の抹消 |
| 生涯<br>学習<br>課    | (略) |                |  |

別表第二(第六条の二関係)

|                  |     |                |   |
|------------------|-----|----------------|---|
| 部課の区分            | (略) | (略)            | 課長専決事項  |
|                  | (略) |                |   |
| 学びの<br>変革推<br>進部 | (略) | 一 (略)<br>二 (略) | 一 (略) 第十三条の規定による変更届の受理及び変更登録<br>二 (略) 第十五条の規定による廃止届の受理及び登録の抹消 |
| 生涯<br>学習<br>課    | (略) |                |   |

別表第三(第六条の二関係)

|         |  |
|---------|--|
| 専決者     | 専決事項   |
| 地方機関等の長 | 一 (略)<br>二 個人情報の保護に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第一百一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等 |
| (略)     | (略)  |

別表第三(第六条の二関係)

|         |   |
|---------|---|
| 専決者     | 専決事項  |
| 地方機関等の長 | 一 (略)<br>二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等 |
| (略)     | (略)   |

附 則  
この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。